年金機能強化法附則第五十二条の三に規定する平成二十八年度において改正後介護保険法附則第十二条の規定のとして改正後介護保険法第百五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる確定納付金の額の十二分の六に相当する額	年金機能強化法附則第五十四条に規定する改正後平成十八年介護保険法附則第九条第一項の規定により算定される概算納付金の額の十二分の六に相当する額
年金機能強化法附則第五十四条に規定する平成二十八年度において改正後平成十八年介護保険法附則第九条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第百五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる概算納付金の額の十二分の六に相当する額	年金機能強化法附則第五十五条に規定する改正後平成十八年介護保険法附則第十条第一項の規定により算定される確定納付金の額の十二分の六に相当する額
年金機能強化法附則第五十五条に規定する平成二十八年度において改正後平成十八年介護保険法附則第十条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第百五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる確定納付金の額の十二分の六に相当する額	

○**経済産業省令第一号**

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十五日

経済産業大臣　林　幹雄

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「（以下「製造事業者名等」という。）」を削る。

第十四条中「（当該特定計量器の計ることができる範囲を切換装置によって変更した後のものを含む。以下同じ。）」を削る。

第二十条中「第二号から第五号まで」を「第一号から第四号まで」に、「経済産業大臣が別に定める基準」を「日本工業規格B七九五九に定める基準」に改める。

第五百二十五条を次のように改める。

（表記）

第五百二十五条　アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。以下この章において同じ。）の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　令第一条第一項に定める計量に用いるブルドン管圧力計（以下「鉄道車両用圧力計」という。）　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百二十七条を次のように改める。

（性能）

第五百二十七条　アネロイド型圧力計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百三十七条を次のように改める。

（検定公差）

第五百三十七条　アネロイド型圧力計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百三十八条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第五百三十八条　アネロイド型圧力計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百四十四条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第五百四十四条　アネロイド型圧力計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百四十七条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第五百四十七条　アネロイド型圧力計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百四十八条を次のように改める。

（使用公差）

第五百四十八条　アネロイド型圧力計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百四十九条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第五百四十九条　アネロイド型圧力計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第五百四十九条の二を次のように改める。

（器差検査の方法）

第五百四十九条の二　アネロイド型圧力計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　鉄道車両用圧力計　日本工業規格E四一一八（二〇一五）

二　前号に掲げるもの以外のアネロイド型圧力計　日本工業規格B七五〇五―二（二〇一五）

第八百八十二条　削除

第八百八十三条を次のように改める。

（表記）

第八百八十三条　ジルコニア式酸素濃度計等（以下この章において単に「濃度計」という。）の表記事項は、日本工業規格B七九五九（二〇一五）による。

第八百八十四条を次のように改める。

（性能）

第八百八十四条　濃度計の性能は、日本工業規格B七九五九（二〇一五）による。